

教育民生常任委員会 記録

1 開会日時 平成30年6月21日(木)午前10時00分開会

2 開会場所 三次市役所本館6階602会議室

3 事 件

議案第65号 三次市税条例等の一部を改正する条例(案)

議案第66号 三次市都市計画税条例の一部を改正する条例(案)

議案第68号 三次市老人集会施設設置及び管理条例の一部を改正する条例(案)

議案第70号 三次市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例(案)

議案第71号 三次市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例(案)

4 出席委員 福岡誠志, 桑田典章, 竹原孝剛, 保実治, 横光春市, 黒木靖治, 弓掛元

5 欠席委員 なし

6 説明のため出席した職員

【市民部】稲倉市民部長, 上谷課税課長, 松岡市民税係長, 山本資産税係長, 樽岡収納課付係長

【福祉保健部】森本福祉保健部長, 道々高齢者福祉課長, 富野井健康推進課長,

松田高齢者福祉係長, 脇坂健康企画係長

【子育て・女性支援部】松長子育て・女性支援部長, 畑中子育て支援課長, 秋山保育係長

7 議 事

○福岡委員長 皆さん、おはようございます。定刻になりましたので、ただいまから教育民生常任委員会を開会いたします。

今回、教育民生常任委員会に付託されております議案については5件、報告1件となりますが、お手元のタブレットに入っております審査順に従って審査をしていきたいと思っております。

出席委員は全部で7名ということで、全員出席ですので、委員会は成立しておるということを報告させていただきます。

それでは、本日の委員会に傍聴の希望があった場合、これを許可したいと思います、よろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○福岡委員長 それでは、傍聴を許可することにいたします。

それでは、先ほど冒頭に申し上げさせていただいた順で、まず市民部の課税課より、議案第65号から審査を行いたいと思っております。

(執行部入室)

○福岡委員長 それでは、議案第65号、三次市税条例等の一部を改正する条例(案)を審査いたします。

提案理由の説明を求めます。

稲倉市民部長。

○稲倉市民部長 それでは、議案第65号について御説明をさせていただきます。着座でよろしいですか。

○福岡委員長 どうぞ。

○稲倉市民部長 このたびの三次市税条例等の一部を改正する条例（案）でございますが、平成30年度の税制改正に伴いまして、地方税法等の一部を改正する法律が平成30年3月31日に公布をされたところでございます。この地方税法の一部改正に伴いまして、三次市の関係条例であります3つの条例、三次市税条例、三次市都市計画税条例、三次市国民健康保険税条例の一部の改正が必要となり、先日、4月20日開催の第1回の臨時会において、改正事項のうち、施行期日が平成30年4月1日のものにつきまして、議会で御審議いただくいとまがないことから、市長専決処分をいたしまして、御報告をさせていただいたところでございます。

このたび、今定例会に提出させていただきました市税条例及び都市計画税条例の一部を改正する条例（案）につきましては、施行期日が未来日の改正事項のものについて、御審議をいただくものでございます。

説明につきましては、資料としてお配りをしております平成30年6月議会市税条例等の改正要旨、A4の1枚物でまず改正の概要を御説明させていただいて、特に市民の方に影響があります改正内容につきましては、新旧対照表により、少し詳しく御説明をさせていただきたいと思っております。

まず、改正要旨をご覧いただきたいと思っております。このたびの市税条例等の改正の主なものとして、市民の方に直接影響があるものとして、主に3点でございます。まず、1点目でございますけれども、個人住民税の基礎控除等の見直し、2番目といたしまして、地方のたばこ税の税率の引き上げ、3番目といたしまして、固定資産税におきまして、生産性革命の実現に向けた中小企業の設備投資の支援でございます。

この資料では、三次市税条例等の一部改正案につきまして、その改正条項と内容、施行期日について、箇条でお示しをしております。まず、お気づきになると思っておりますけれども、このたびの改正条例は、黒い四角で小見出し表記をしておりますように、第1条改正から第6条改正と、6段の改正で構成をしております。この構成の意味から御説明いたしますと、第1条で改正をした条項を、さらに施行期日をずらして第2条、第3条等で改正するというものでございます。

具体に見ていきますと、条例第94条、加熱式たばこの課税方式の見直しについて、第1条改正で平成30年10月1日を施行期日として、まず1回目の改正をいたしまして、第2条改正で平成31年10月1日を施行期日として、第2段の改正をいたします。以降、第3条改正から第5条改正において改正し、5年をかけて段階的に加熱式たばこの課税方式の見直しを行うというものでございます。同じように条例第95条、たばこ税率の引き上げについて、第1条改正で平成30年10月1日に1回目の引き上げを行い、以降、第3条改正におきまして平成32年10月1日の引き上げ、第4条改正におきまして平成33年10月1日に最終の引き上げを行いまして、3段階でたばこの税率の引き上げを行うものでございます。

そして、第6条改正でございますけれども、三次市税条例等の一部を改正する条例の一部改正としてございますけれども、これは、平成27年度の税制改正におきまして、いわゆる紙巻きたばこの旧

3級品、銘柄で申しますと、「わかば」でありますとか「エコー」「しんせい」「ゴールデンバット」などでございますけれども、JTが、たばこ生産農家が生産をいたしましたたばこの葉全量を買取り製品化する義務を負っている関係で、粗悪な葉っぱや葉脈の部分などを原料として製造し、味も不ぞろいでおいしくないとされ、通常の紙巻きたばこに比べて安く購入できておったものですが、これら旧3級品の特例税率が廃止をされ、段階的に通常たばこの税率に近づける措置が講じられたものでございます。この特例税率の廃止に伴う改定規定を盛り込んだ平成27年三次市条例第13号を、このたびの条例改正案におきまして、一部改正しようとするものでございます。議案第65号の題名が「三次市税条例等の一部を改正する」と、「等」がついております理由でもございます。

ついでと言え恐縮ではありますが、議案第66号、三次市都市計画税条例の一部を改正する条例(案)も、第1条改正、第2条改正の構成となっております。これも、第1条改正で条例附則第16項の規定を整備したものを、第2条改正でさらに規定の整備をすることによるものでございます。

それでは、長くなりましたけれども、改正内容の御説明をいたします。

改正要旨1枚物と新旧対照表を見比べながらの説明とさせていただきたいと思います。新旧対照表でございますけれども、右側に改正前の条文を、左側に改正後の条文を対比してお示しして、改正部分にアンダーラインを付してございます。改正内容の全てを説明し切れませんので、特徴的なもの、市民などに影響が及ぶものを選んで、説明とさせていただきます。

最初に、市民税の納税義務者等を規定いたしました条例第23条第1項、この項では、上位法であります地方税法の一部改正におきまして、字句の整理がされた表記、「何々によって」を「何々により」に改めているものでございます。平成32年4月1日からの施行です。これと同様に整備がなされました字句の表記改めといたしまして、条例第34条の6、この中の「何々においては」を「何々には」、条例第36条の2第1項中の「何々の者」を「何々に掲げる者」などがございます。

次の、条例第24条、新旧対照表でいいましたら6ページの下段でございますけれども、この条文は、個人の市民税の非課税の範囲を規定しているものですが、非課税の範囲を拡大する改正がなされておるものでございます。具体的に申しますと、第1項第2号で、障害者、未成年者、寡婦または寡夫について、これまで非課税としていた所得要件125万円を10万円引き上げて135万円に改めます。そして、第2項では、均等割非課税所得の限度額を、これも10万円引き上げる内容の改正でございます。そして、第1項、第2項とも、平成33年1月1日の施行でございます。

次の所得控除について規定してございます条例第34条の2の改正でございますけれども、基礎控除額の適用に所得要件を創設するもので、基礎控除額を考慮する者の前年の合計所得金額を2,500万円以下といたしまして、2,500万円を超える者には基礎控除額が消失するというものでございます。これも、平成33年1月1日からの施行です。なお、基礎控除額につきましては、このたびの改正地方税法第314条の2第2号におきまして、これまで、一律控除額を33万円としていたものを、前年中所得が2,400万円以下の場合は43万円とし、2,400万円を超え

2, 450万円以下は29万円に, 2, 450万円を超えて2, 500万円以下は15万円とし, 基礎控除額を10万円引き上げるとともに, 控除額の適用に所得要件を付した改正としております。また, このたびの税制改正の中で, 給与所得控除, 公的年金等控除を10万円引き下げて, 基礎控除を同額引き上げる措置を反映した改正でもございます。

次は, 少し飛んで, 新旧対照表で申しますと10ページの下段でございます。製造たばこの区分を新たに創設しました条例第92条でございます。ここで特筆すべきは, これまでパイプたばこに分類されておりました加熱式たばこが新たに分離区分されたことでございます。この加熱式たばこでございますけれども, 紙巻きたばこのように燃焼させず, たばこの葉を加熱するものでございまして, 煙がほとんど発生しないとしております。このことありまして, 近年, 加熱式たばこの販売量が増えておまして, 紙巻きたばこの比率でいいまして1割強に達していると言われておるものでございます。加熱式たばこの課税方式は, パイプたばこに分類されていたこともございまして, 製品重量1グラムを紙巻きたばこ1本に換算して課税をしておりましたけれども, 製品重量が軽いことから, 紙巻きたばこに比べて税負担が低くなっており, また, 加熱式たばこの間でも製品重量に差があるなど, 税負担が大きく異なっていることから, 課税の公平性から見て課題があったものでございます。このため, このたびの税制改正によりまして, 加熱式たばこの製品特性を踏まえた課税方式へ見直すことにしたものでございます。

その改正でございますけれども, 新旧対照表で申しますと11ページ下段, 第94条, たばこ税の課税標準を規定いたしました条項の改正でございます。先ほど申しましたように, 加熱式たばこの課税方式は, 従来は12ページと同条第3項第1号の規定にございますように, 加熱式たばこの重量1グラムをもって紙巻きたばこ1本に換算をすることとしてございましたけれども, 見直しでは, 同項第2号の加熱式たばこの重量の0.4グラムをもって紙巻きたばこの0.5本に換算をし, これに第3号の紙巻きたばこの1本の金額に相当する金額をもって紙巻きたばこの0.5本に換算するとし, 第2号と第3号でそれぞれ換算をした紙巻きたばこの換算本数の合計をもって課税標準といたします。これまで, 重量のみによって紙巻きたばこの本数に換算しておりましたものを, 重量と価格で紙巻きたばこの本数に換算をすることとしたものでございます。そして, この改正を5年間かけて段階的に行うこととし, まずは平成30年10月1日を施行期日といたしまして, 従来の換算方式であります第3項第1号により換算した紙巻きたばこの本数に0.8を乗じて得た紙巻きたばこの本数と, 新方式でございます同項第2号及び第3項の規定により換算をいたしました紙巻きたばこの本数に0.2を乗じて得た紙巻きたばこの本数の合計数といたしました。以降, この加熱式たばこの換算方式の見直しは, 第2条改正, 新旧対照表でいいますと17ページでございますけれども, この第2条改正で, 平成31年10月1日からは, 従来方式によるものに0.6を乗じ, 新方式によるものに0.4を乗じて得た本数の合計数とするなど, 従来方式の換算率を0.2ずつ減じていって, 逆に, 新方式による換算率を0.2ずつ増やしていきまして, 最終的に第5条改正, ページでいいますと新旧対照表の22ページでございますけれども, ここにありますように, 第94条第3項に掲げる課税方式の新方式へ完全移行するものでございます。完全移行の日は, 施行期日は平成34年10月1日でございます。

次に、新旧対照表の15ページにお戻りをいただきたいと思いますけども、たばこ税の税率を規定しております第95条の改正でございます。たばこ税の税率を平成30年10月1日から3段階で、国と地方を合わせて、1本当たり1円ずつ、合計3円引き上げるものでございます。この改正規定でもわかりますように、たばこ税の税率は1,000本当たりの金額で表します。改正前は1,000本当たり5,262円の税率が、第1段階の引き上げでは1,000本当たり5,692円となりまして、430円引き上がってございます。1本当たり0.43円の引き上げでございます。たばこには、市、県、国、それぞれ税が賦課されております。ちなみに、県たばこ税は、第1段階では1本当たり0.07円、国のたばこ税は1本当たり0.5円、市、県、国を合わせて、1本当たり1円引き上がることとなります。このたばこ税の引き上げは、翌年、平成31年10月は消費税の引き上げが予定されているために行われず、平成32年10月1日から第2段階としての引き上げが、第1段階と同様の引き上げの額、1本当たり、市、県、国を合わせて1円高くなり、最終的には平成33年10月1日から、新旧対照表で申しますと21ページの上段の第4条改正にございますように、市たばこ税は1,000本当たり6,552円となるものでございます。

次に、新旧対照表16ページ下段の附則第5条の改正でございます。この附則第5条は、個人の市民税の所得割の非課税の範囲等を規定したものでございまして、改正規定のとおり、非課税の範囲を10万円引き上げるものでございます。施行期日は平成33年1月1日でございます。

次に、新旧対照表17ページ上段の附則第10条の2第1項でございます。この改正は、固定資産税の課税標準の特例割合を定めるものでございまして、地方税法附則第15条第2項第1号に規定されました公共の被害防止のために、既存の施設または設備にかえて設置された、例えば水質汚濁防止法に規定をいたします工場または事業場の汚水または廃液の処理施設に対して課する固定資産税の課税標準につきましては、従来でございましたら、平成30年3月31日までの時限で、特例割合を国が参酌をいたしました基準の3分の1としていたものを、このたびの地方税法の改正によりまして、この適用期間を平成32年3月31日までの2年間延長いたしまして、この期間においての特例割合を国が参酌する割合でございます2分の1にしようとするものでございます。国は、2分の1を参酌して、3分の1以上3分の2以下の範囲において、市町村の条例で定める割合としてございます。三次市を始めまして、多くの自治体は、国が参酌する、つまり、国が適当と考えております割合として示された割合を採用しておるところでございます。施行期日は、本条例の公布の日となります。

次の、附則第10条の2第18項でございますけども、規定の新設でございます。前項と同じく、固定資産税の課税標準の特例割合を定めるものでございまして、政府は、平成30年度の税制改正の中で、生産性革命、集中投資期間とします平成32年までの短期間におきまして、中小企業の生産性革命を実現するための臨時、異例の措置といたしまして、生産性向上特別措置法の規定により、市町村が主体的に作成をいたしました計画に基づいて行われました中小企業の一定の設備投資につきまして、固定資産税に関する特例措置を講じます。この特例措置は、生産性革命の実現に向けた中小企業の設備投資に対する税制面での支援策といたしまして、地方税法の附則第15条第47項として新設をされました条項で、対象となります施設、設備等の固定資産に関する3年間の

時限的な特例措置といたしまして、当該施設等の固定資産税の課税標準を、本来の課税標準となるべき価格にゼロ以上2分の1以下の範囲内において、市町村の条例で定める割合を乗じて得た額とするとしてございます。三次市は、この割合をゼロ、つまり、3年間は課税をしないとすることでございます。この特例措置におきます三次市の考え方を若干補足いたしますと、少子高齢化や人手不足、働き方改革などに対応という厳しい事業環境に対し、中小企業の経営基盤の強化につきまして、税制面から強力にサポートすることで積極的な設備投資を促進し、市全体の経済の活性化を図る効果があると見込むために、中小企業等の税負担を最大限軽減するというものでございます。

なお、経済産業省によります市町村のアンケートでは、ほとんどの市町村が特例割合をゼロとすると回答しておいたものでございます。また、国は、この特例割合をゼロとすることで、中小企業への本特例措置に関する設備投資の際の補助金、ものづくり補助金などがございますけれども、これを優先採択するとしておるものでございます。施行期日は、生産性向上特別措置法の施行の日、先日、平成30年6月6日施行でございます。

以上で議案第65号の説明とさせていただきたいと思っております。よろしく御審議いただきまして、御可決いただけますようお願いを申し上げます。

○福岡委員長 ありがとうございます。

それでは、本案に対して質疑があれば、お願いしたいと思います。

竹原委員。

○竹原委員 それぞれの影響額というのはどのぐらいあるのか。

○福岡委員長 稲倉部長。

○稲倉市民部長 市民に対する影響額ということで、額というよりも、これはあくまで試算でございますけれども、例えば個人課税所得の見直しということでございますけれども、非課税の範囲をこのたび拡大してございます。まず、条例第24条の第1項第2号でいいます障害者と未成年者、寡婦及び寡夫に対する非課税措置の所得要件を10万円引き上げたものでございますけれども、この引き上げによります影響は133人、これが、今、施行があったとした場合に、133人の方が適用になるというふうな試算でございます。それと、均等割の非課税限度額の引き上げということで、これも33年1月1日施行でございますけれども、前年の合計所得金額に10万円を加算した内容でございますけれども、これによりまして、1,499人対象が広がるというふうな試算をしております。それと、所得割の非課税限度額の引き上げでございますけれども、これも10万円加算をするということでございますけれども、この引き上げによって1,188人、これが今の試算で効果といたしますか、これだけ下げるというふうな試算をしておるところでございます。

それと、たばこ税の引き上げでございますけれども、これは、税率が引き上がって、需要が今と同じと見込んだ場合に、税額でいまして大体1,495万2,000円、これが増額となる見込みでございますけれども、この引き上げによって需要が落ち込む可能性もございますので、単純な今の試算でございます。

○竹原委員 設備投資なんかは出なのか。

○福岡委員長 稲倉市民部長。

○稲倉市民部長 設備投資に対する効果額、これ、金額、なかなか難しゅうございますけども、今現在私どもが持っています資料では、5つの事業所が手挙げをするものと考えておまして、それぞれ生産設備の導入をするということで、例えば1,850万円相当の研磨機を購入するような会社もございますし、4,500万円相当の複合加工機を購入する予定もございまして、それに対しての補助金も国から優先採択される見込みでもございますので、これに対する固定資産税、償却資産でございますけども、これについて3年間、この事業所に対しては、まず市が導入計画、基本計画を立てて、その導入計画を経済産業省が同意いたしまして、その基本計画に対して準拠するような形で事業所が生産設備を導入しますという計画を立てます。それを、市が、うちが立てた基本計画に沿っておるということで認定したものであるというのが前提でございますけども、そういった設備を購入した場合には、そういった措置が講じられるということでございます。

○福岡委員長 竹原委員。

○竹原委員 この税制改正で、全体が増税になりますか、減税になりますか。この法律改正で、市とすれば。

○福岡委員長 稲倉部長。

○稲倉市民部長 増税、減税というのは難しい、増税となりますのは、たばこ税の引き上げでございますので、先ほど申しました1,400万、あとについては減税の措置でございますので、市県民税、個人の住民税につきましては減税の効果というふうになります。増税からいいましたら、たばこ税ということでございます。

○竹原委員 減税は。

○稲倉市民部長 減税からいいましたら、先ほど申しました方の、均等割でありますとか所得割額が、今度課税されなくなる方がおられますので、試算はしてございませぬけども、その分だけ減額になります。133人は3,000円、均等割額、市税はです。減税の額的には、そんなに大きい額ではなかろうとは思いますが。

○福岡委員長 竹原委員。

○竹原委員 今回の税改正で、基本的には増税になるということですか、市民からすれば。たばこ吸う人も、市全体とすれば、予算上ではどうなるのかなど。

○福岡委員長 稲倉部長。

○稲倉市民部長 予算上のものは、今、見込めるものでもないです。今回の税制改正は増税を狙ったものではありません。あくまで働き方改革でありますとか、あと、個人住民税の減額もありますように、国民の方、市民の方が、より公平な形の税負担をいただくような改正でございますので、全体的には増税というふうな形でないというふうに捉えております。

○福岡委員長 ほかにございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○福岡委員長 ないようですので、続きまして、議案第66号の審査に移らせていただきます。三次市都市計画税条例の一部を改正する条例(案)について、説明をお願いいたします。

稲倉部長。

○稲倉市民部長 続きます、議案第66号の説明をさせていただきます。着座にて御説明いたします。

簡単な御説明になります。このたびの改正内容でございますけれども、第1条改正、第2条改正ともに、上位法令でございます地方税法の改正に伴いまして、引用条項の整理等、条項ずれによります規定の整理をするものでございます。

大変簡単でございますけれども、以上で説明を終わります。よろしく御審議いただきまして、御可決いただきますようお願いを申し上げます。

○福岡委員長 それでは、質疑をお願いいたします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○福岡委員長 それでは、議案第66号は以上で終わらせていただきます。

以上で、市民部に係る議案の2件の審査を終了いたします。

市民部の皆さん、ありがとうございました。

(執行部入れかえ)

○福岡委員長 続きます、福祉保健部高齢者福祉課、健康推進課に係る議案の審査を行いたいと思います。議案第68号、三次市老人集会施設設置及び管理条例の一部を改正する条例(案)についての説明をお願いいたします。

森本福祉保健部長。

○森本福祉保健部長 それでは、議案第68号、三次市老人集会施設設置及び管理条例の一部を改正する条例(案)について御説明申し上げます。座つての説明でよろしゅうございますか。

○福岡委員長 はい、どうぞ。

○森本福祉保健部長 本案は、雲通地区老人集会所を普通財産に変更することに伴い、関係条例であります三次市老人集会施設設置及び管理条例から同集会所の表記を削除しようとするものでございます。この結果、同条例に規定する老人集会施設は12施設となります。

なお、この条例改正について御議決いただきましたらば、所定の手続を経て、地元自治会に譲渡し、地元の集会所として御利用いただく予定でございます。

以上、御審議の上、御議決いただきますようお願い申し上げます。

○福岡委員長 それでは、質疑をお願いいたします。

横光委員。

○横光委員 この施設は、譲渡するときには、それなりには修繕をして譲渡するということだと思いますが、それとあわせて、その後、よく聞かせてもらうのが、譲渡を受けたら、水道料とか、三和町の場合だったら集落排水の費用がかさんで、利用者負担が非常に高くなるという意見もあるが、そこらのところに話はついているのか、どうでしょうか。

○福岡委員長 森本部長。

○森本福祉保健部長 施設の修繕につきましては、今回、譲渡の協議の経過の中でお伺いして、修繕のほうは済ませさせていただいております。

維持費につきましては、通常の電気代、水道代につきましては、やはり地元のほうで御負担いた

だくということで御了解いただいとると思います。

○福岡委員長 保実委員。

○保実委員 昨日、一般質問の中でも出ていたと思うが、こういう類いの集会所、あと、どのくらいあるのか、地元へ譲渡したい施設というものは。

○福岡委員長 森本部長。

○森本福祉保健部長 私のほう、老人集会所のデータしか持ち合わせてなくて申しわけございませんが、合併した平成16年4月1日現在で36の施設がございました。このたび、雲通集会所を普通財産へ落とすということで、12まで減らしてきておるといふものです。これまでの経過でいえば、そのような状況でございます。

○福岡委員長 保実委員。

○保実委員 これを譲渡して、地元に移管する場合、修繕等の補助金というのが確か年間100万ぐらいあったと思う。予算が組んである。でも、それでは、今、譲渡していくというのは、予算が足りないよね。今でも、大体1カ所か2カ所ぐらいの修繕料ぐらいしか予算を組んでないと思う、それはどのように考えているのか。

○福岡委員長 森本部長。

○森本福祉保健部長 地域集会所修繕事業につきましては、申しわけございません、市としては地域振興部の所管ということでございます。ただ、確かに、このように地元譲渡の集会所施設が増えている中でいきましたら、これまでの市長の答弁の中でも若干述べられていたような記憶があるけども、この修繕制度についての検討、内容の検討は要するという認識は市として持つておるといふふうに認識してございます。

○福岡委員長 そのほか、ございますか。

竹原委員。

○竹原委員 老人集会所の今後というか、今言うところの、うちのほうも老人集会所を地元移管してもらい、運営委員会を設けて運営していたのです。運営委員会が解散して、ないのです。今、1人でやってもらっているけど、あのようになると、今度は維持管理費がなかなかとれないので、もう1回地元へ投げて、「地元で管理委員会して」と今言っているところなのだけれど、そこまで面倒見ということにはならないのだけれど、行政的に、だんだん人がいなくなれば、そういう現象が起こってきて、地元で解体をするといっても、できなくなってくるし、だから、難しい選択になるのだけれど、昨日の杉原君のあれじゃないけど、地元へ移管すれば、全てそれで済むよというものではないし、土地も地元の人のものであったり、さまざまでしょうから、将来的には整理する、委託するときの将来的な考え方というのもちろん持つておいてあげなければ、老人集会所をどうするのかというのがあると思うのです。そんなに人口が増えるとは思わない。もう20年前ぐらいにもらつておいて、そのあたりもよく考えて、今後、委託をする、地元移管するときには、考えていかなければいけないのではないかなと、これは意見でいいです。

○福岡委員長 では、意見ということで、憂慮していると。

副委員長。

○桑田副委員長 合併時が36だったですかね。今現在、雲通を入れたら12になる。これまで、雲通も含めて24施設、譲渡するのに、「要らん」という地域はなかったのか。

○福岡委員長 森本部長。

○森本福祉保健部長 これまで普通財産に落とした施設のうち、1施設のみ地域での受け入れを、使用がないということで受け入れていただけなかったものがございます。現在は、それは市の倉庫として使わせていただいております。

○福岡委員長 副委員長。

○桑田副委員長 それは、使用がなかったということですよ。ではなくて、お年寄りがおられるのに使用しないという意味なのか、使用しないのが、ほかにあったから、使用しないと言っているのか、その辺、ちょっと教えていただけませんか。

○福岡委員長 森本部長。

○森本福祉保健部長 その地域につきましては、別の類似施設がございまして、特段この老人集会所を地域の集会所として使わなくてよいという判断を地域のほうでされたというふうに記憶しております。

○福岡委員長 桑田副委員長。

○桑田副委員長 しつこいですけど、そこを我々が、お年寄りの方が維持管理するのにお金も要るし、しんどいから受け取らないというような考えではなかったということですよ。別なところがあるからということで、しつこいですが、そういうことですよ。

○福岡委員長 森本部長。

○森本福祉保健部長 その施設につきましても、その時点で既に利用の実態がなかったのもありました。余り利用の状況がない中で、今回は引き受けないという判断をされたものというふうに理解しております。

○福岡委員長 そのほか、ございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○福岡委員長 ないようですので、私も1点、先ほどの竹原委員の意見のところ、しっかりと地元の人に説明をしてくれと、将来的な運用を含めてというところで、協議の段階で、例えば将来的に年間の維持管理費はこれぐらいかかる、将来的にそれを解体しようと思ったらどれぐらいかかるというようなこともしっかりと地元説明した上で、今回の合意に至っているのかどうかというところ、今後についても、ほかの残りの12施設についても、やっぱり地元の皆さんは、要る、要らないという判断も当然していかなければいけないといった局面が出てくると思うが、そこら辺の説明を丁寧にしてほしいと思うが、今回の施設に限ってはどうかということをちょっと教えていただければと思います。

道々高齢者福祉課長。

○道々高齢者福祉課長 このたびは雲通地区の老人集会所ということですがけれども、今まで譲渡をしてきた老人集会所についても、今回、条例を可決いただけましたら、あと12施設残っておりますけれども、そこについても今、高齢者福祉課のほうで地元と協議をしている状況でありまして、

やはり地元の方としましたら、一番心配されているのは、屋根の部分であったり、主要構造部分のところは今後、本当に何年間、そもそももつのだろうかとかいったところ、まず御意見をいただいています、心配してくださっている状況というのが本当にあります。当然その部分については、建築のほうにも、高齢者福祉課のほうも意見もある中で、本当に使用できる部分とか、このぐらいで一旦は大丈夫だろうとかいったところを返させていただきながら、あとは、今回、集会所としてやっぱり機能できないだろうと思われる部分につきましては、地元要望も含めて、ここらあたりは協議をさせていただきながら、理解のほうをいただいて、修繕をさせていただいて、譲渡に向けて話し合い、調整をさせていただいているところです。

○福岡委員長 昨日の話ではないですが、残りの12施設がどこかというのは特定できるわけですよ。やっぱりそこら辺で、調べれば特定もできるし、別に、公開しない理由というのはないというふうに思うので、柔軟な対応をお願いしたいというふうに思います。答弁があれば。

森本部長。

○森本福祉保健部長 今回の議会へ老人集会所施設の、あるいは地域集会所、あるいは農業関連の集会所等の用途廃止の条例をそれぞれの部から上げさせていただいております。それぞれのこういった用途廃止、あるいは地元譲渡に臨むスタンスというのは、常に市としてすり合わせながら整理をして、老人集会所だからどうなのか、地域集会所はどうだという、差が出ないような形の取り扱いをしていかにやいかんというのは常々考えておるところでございます。しっかりと市の中で情報を共有しながら、扱いについても、それぞれ同じような扱いができるような形でやっていきたいというふうに思っております。答弁になったかどうか。

先ほどちょっと申し上げました、これまで用途廃止した施設が、この施設を含めて24ということで申し上げましたけども、このうち、地元譲渡したのは16でございます。そのほかにつきましては、地元も要らないとか、ほかの用途に転用したとかというような形で整理をさせていただいております。ちょっと訂正させていただきます。

○福岡委員長 ありがとうございます。

それでは、ないようですので、以上で議案第68号に係る審査を終了したいと思います。

入れかえのため、しばらくお待ちください。

(執行部入れかえ)

○福岡委員長 それでは、子育て・女性支援部に係る議案の審査を行います。まず、議案第70号、三次市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例(案)について、説明をお願いいたします。

松長子育て・女性支援部長。

○松長子育て・女性支援部長 それでは、議案第70号、三次市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例(案)について御説明いたします。着座にて御説明させていただきます。

このたびの改正は、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令が平成30年4月27日に施行されたことに伴い、関係条例である三次市家庭的保育事業等の設備及び運

営に関する基準を定める条例の一部を改正しようとするものでございます。この省令の改正は、平成29年の地方からの提案等に関する対応方針、平成29年12月26日閣議決定でございますが、これにおきまして、連携施設及び食事の提供に関する規定について、平成29年度中に必要な措置を講じることとされたことを踏まえ、行われたものでございます。この家庭的保育事業等は、児童福祉法に基づく市の認可事業として位置づくもので、本条例は、その設備及び運営に関する基準を定めたものでございます。

改正の主な内容に入る前に、一部改正に係る用語について、少し御説明をさせていただきます。

まず、家庭的保育事業等でございますが、家庭的保育事業等には4つの事業類型がございます。それは、家庭的保育事業、小規模保育事業、事業所内保育事業、居宅訪問型保育事業の4つの類型でございます。ゼロ歳から2歳までの保育を提供しております。現在、市内で実施している事業は、事業所内保育事業であります社会福祉法人くるみ会の運営するあゆみ保育園、それから一般社団法人三次地区医師会の運営するきらきら保育園の2所のみとなっております。

次に、連携施設でございますが、連携施設とは、家庭的保育事業者等と連携する認可保育所、幼稚園または認定こども園のことをいいます。その主な役割は、助言、指導、代替保育、卒園児の受け入れ等でございます。

最後に、代替保育でございますが、これは、家庭的保育事業等の職員が病気によって保育を提供することができない場合に、家庭的保育事業者にかわって提供する保育のことをいいます。

では、本条例の主な改正の内容について御説明します。

まず、1つ目でございますが、保育所等との連携について規定しています第6条、これに、第2項及び第3項を新設することで、連携施設以外の施設からも代替保育の提供を受けることを可能としたものです。これまでは、連携施設として認可保育所、幼稚園、認定こども園を確保し、連携施設が代替保育を行うことを規定していますが、第2項に定める要件を満たすと認められる場合、第3項で定める連携施設以外の施設も代替保育を可能とする旨を規定するものです。

次に、2つ目として、食事の提供の特例について規定しております第16条におきまして、搬入施設について規定している第2項に第4号を新設することで、搬入可能な施設を拡大するものでございます。これまでは、家庭的保育事業者等に食事の搬入を行える施設は、連携施設や家庭的保育事業者等と同一の法人、または関連法人等、または学校給食調理場と規定しておりますが、第4号の新設により、民間保育所、幼稚園、認定こども園等から調理業務を受託している事業者からも外部搬入を可能とするものでございます。

3つ目としまして、食事の提供の経過措置について規定しています附則第2条に第2項を新設し、家庭的保育事業等に対する経過措置期間を定めるものです。これまでは、家庭的保育事業者等の自園調理に関する規定の適用執行期間を5年と定めていますが、家庭的保育事業者につきましては、自園調理を行うための必要な体制を確保するという努力義務を課しつつ、規定の適用猶予期間を10年と延長するものでございます。

以上、御説明とさせていただきます。なお、施行日は公布の日からとなっております。どうぞよ

ろしくお願いいたします。

○福岡委員長 質疑を願います。よろしいですか。

竹原委員。

○竹原委員 こうして規制緩和をずっとしていくが、市が認めた場合ということになると、その責任はどこへ行くのか。例えばアトピー等で事故が起こったときに、その責任は調理業務を持ち込んだ業者になるのか、そういうことを認めた市の責任になる。市が適当と認めた場合と書いてあるけど、どのような要件で三次市はこれを適当と認めるというふうな。

○福岡委員長 松長部長。

○松長子育て・女性支援部長 この事業につきましては、あくまでも市の認可事業ということでございますので、市の指導義務、責任のほうはもちろんです。ただ、認可するに当たって、その事業者が適当であるかというところは、それまでの実績や、いろんな要件を確認しつつ認可を行うということになります。

○竹原委員 責任はとりますよということ。

○松長子育て・女性支援部長 はい。

○竹原委員 そこが問題。問題は最後。

○福岡委員長 松長部長。

○松長子育て・女性支援部長 責任というところでございますけれども、あくまでも実施しているのは保育事業者の責任において実施しております。しかし、市は認可するという立場でございますので、全く責任がないということもございません。あくまでも実施している家庭的保育事業者のほうに、まずは責任のところがあろうかと思えます。

○福岡委員長 桑田副委員長。

○桑田副委員長 これをやった場合に、何か三次市で変わるような、だから、聞き方が悪いかもわかりませんが、想定として、これをやったら三次市には何か変わるようなことがあるのか、そうじゃなくて、国が言っているから、今の、例えば東京とか、大きなところなら効果は出るけども、三次市ではどうなのかという、そういうのは何か推測というか、そういうのはされていますか。

○福岡委員長 松長部長。

○松長子育て・女性支援部長 4つの類型がございますけれども、今、実際にあるのは事業所内保育事業ということでございます。子ども・子育て支援法に基づいての事業所内保育事業ということになれば、その会社、企業の職員だけではなく、地域枠ということで、会社以外の一般の方から一般の子供たちも受け入れないといけない枠というのがございまして、したがって、人数枠のところでは待機児童の解消というふうにはもちろんなるかと思えます。同様に、小規模保育事業につきましても、ゼロ、1、2歳が対象の事業でございますので、やはり一番待機児童が発生している年齢のところの保育ということで、小規模保育事業を行っていただくところがあるということであれば、待機児童解消に、市としてもお願いできれば解消になると考えております。

○福岡委員長 そのほか、ございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○福岡委員長 1点聞かせてください。今回の条例改正によって、今から新規参入事業者があるかもしれないということだが、その見込みとか見通しというのは、今、現段階ではどのような状況かというところを聞かせていただきたいと思います。なければならないでいいです。

松長部長。

○松長子育て・女性支援部長 今のところは、特にまだ決まったような内容も、話のほうは受けておりません。今、事業所内保育事業については、検討されている事業所もあろうかと思いますが、まだ正式な形で相談のほうは来ておりません。

○福岡委員長 それでは、ないようですので、議案第70号についての審査を終わります。

続いて、議案第71号、三次市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（案）についての説明をお願いいたします。

松長部長。

○松長子育て・女性支援部長 それでは、議案第71号、三次市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（案）について御説明いたします。着座にて失礼いたします。

このたびの改正は、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令が平成30年4月1日に施行されたことに伴い、関係条例である三次市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正しようとするものでございます。

その内容につきましては、まず、第10条第3項第4号を「教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第4条に規定する免許状を有する者」に改め、規定の明確化を図るものです。この第4号では、学校教育法の規定により、学校の教諭となる資格を有する者を放課後児童支援員の基礎資格として規定しております。しかし、有効な教員免許状を取得した者が対象となるということが、教員免許更新制との関係でわかりにくくなっており、これを明確にするため、改正するものです。したがって、改正前後で対象資格者に変更はございません。教員免許更新制によって、かつて教員免許を取得しておりますが、教員免許更新制による免許の更新を受けていない者についても対象となるということを明確にするものです。

次の第10条第3項第10号の新設は、放課後児童支援員の資格要件を拡大するものです。これは、平成29年の地方からの提案等に関する対応方針において、放課後児童支援員の基礎資格等について、一定の実務経験があり、かつ、市町村長が適当と認めた者に対象を拡大することとし、平成29年度中に省令を改正することとされたことを受け、省令に新設されたものです。これまでの基礎資格者に加え、「5年以上放課後児童健全育成事業に従事した者であって、市長が適当と認めたもの」を基礎資格者に加えるものでございます。

以上、説明とさせていただきます。どうぞよろしく願いいたします。

○福岡委員長 この5年以上というのは累積、それとも継続。

松長部長。

○松長子育て・女性支援部長 それまでの過去の勤務の実績も踏まえて、5年以上ということになります。継続ではなく、積み重ね。

○福岡委員長 それでは、黒木委員。

○黒木委員 この間の議会の初日のときに説明されたと思うが、5年以上従事した者ということで、その中で、県の研修を受けると多分説明されたと思うんですが、研修は、期間とか内容について把握されていれば教えていただきたいと思います。

○福岡委員長 畑中子育て支援課長。

○畑中子育て支援課長 これは、県のほうで都道府県が行う研修のことをごさいますて、1年間に6日程度の研修を受けることというのが内容でございます。それぞれの課程がありまして、これを受けることを基本としているというのが、放課後児童支援員の基本的な、修了した者でなければならぬというものであります。

○福岡委員長 黒木委員。

○黒木委員 この研修については、経費は市の負担、児童クラブとかをされる個人というか、市の負担でいいのか。

○福岡委員長 畑中課長。

○畑中子育て支援課長 この費用については市の負担として、受講をお願いしています。

○福岡委員長 そのほか、ございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○福岡委員長 それでは、ないようですので。

竹原委員。

○竹原委員 ネウボラの2階へ設置しているが、ネウボラの売店の前。あそこは、庁舎管理でいいのか、よくわからないが、あそこ、障害者の、毎週水曜日販売をしていたが、今でもあるのか。あれはどこだったのかなと思って。

○松長子育て・女性支援部長 場所を移しまして、本館の2階に市民のミーティングルーム、あそこで同じように水曜日に販売していただいております。

○福岡委員長 それでは、以上で審査を終了させていただきます。

子育て・女性支援部の皆さん、ありがとうございました。

(執行部退室)

○福岡委員長 以上で議案の審査は終わらせていただいて、審査に基づく採決を行いたいと思いません。

まず、資料をお開きいただきたいと思いますが、教育民生常任委員会のフォルダの6月定例会の委員会審査報告書というのがありますけど、それに基づいていきます。

それでは、まず、議案第65号、三次市税条例等の一部を改正する条例(案)について、いかがいたしましょうか。これは可決してもよろしゅうございますか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○福岡委員長 それでは、全員一致で可決ということに決しさせていただきます。

それでは、次いで、議案第66号、三次市都市計画税条例の一部を改正する条例(案)については可決してよろしゅうございますか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○福岡委員長 異議なしということで、全員一致で可決ということにさせていただきます。

続いて、議案第68号、三次市老人集会施設設置及び管理条例の一部を改正する条例(案)については可決してもよろしゅうございますか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○福岡委員長 全員一致で可決ということにさせていただきます。

続いて、議案第70号、三次市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例(案)については可決してよろしゅうございますか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○福岡委員長 それでは、全員一致で可決ということにさせていただきます。

最後に、議案第71号、三次市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例(案)については可決してよろしゅうございますか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○福岡委員長 それでは、全員一致で可決ということにさせていただきます。

それでは、今、5件の審査報告書を終わらせていただきましたけれども、それに関する皆さんからの御意見があれば、お願いしたいと思います。

竹原委員。

○竹原委員 68号で、老人集会施設だけじゃないんです、本当は。委託やら移譲したりするのに、やはりしっかり地元住民の理解を、将来的なことも含めて、10年、20年たって、騒動の起こらないように、しっかり住民説明しておいてから地元が受けるよというのじゃないと難しいと思う。要らんというところも何か所かあったみたいだけど、よう理解をいただくということが必要だろうと思います。残り12しかないんだけど。

○福岡委員長 68号の譲渡する際は、しっかり説明責任を果たす中で協議を進めて移管するということをしてほしいという意見でございます。その意見を付させていただいてよろしゅうございますか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○福岡委員長 横光委員。

○横光委員 同じ68号につけ加えて言わせてもらいますと、今までの経験の中から、老人集会所等というのは、行政が昔、地元で土地を算段して、そこへ建てるというだけを行政がやってきた経緯があるんですね。ですから、地元住民の土地というので、代が変わりしていざこざが起きることがある。地主が「返せ」と、「いや、返さないぞ」と、「いや、買ってくれ」というのがあるので、そこらのところを含めて、しっかりとやっていくということを地元住民と話していくということと、あと、心配したのは維持管理費、うち、集落排水があるので、かなり金額かかってくる、集落排水と水道、電気料というの。それから、集落排水は案外高いですね。そこらも十二分に理解を求めてやっていくということを特にお願いしたい。

○福岡委員長 ちょっと確認させてください。老人集会所は地元で土地を確保して建設をしている

経過が過去にはあったと。

○横光委員 大体そうです。土地をやって、行政が建物だけ建てた。

○福岡委員長 世代交代とかあったときに、もめるもとなるから、そこら辺も。

○横光委員 そうそう。土地の問題も含めて協議をして。

○福岡委員長 それと加えて、光熱水費等も含めた維持管理費はどれぐらい要るのか、解体の費用はどれぐらい要るのかということもしっかりと明確にした上で、協議を進めてほしいということ。

保実委員。

○保実委員 私、勉強不足なのだけど、集会所のトイレなんかの集落排水、農業集落排水と申しますか、そのときの料金ですよ。あれはどういう設定の仕方をしているのか、集会所の。

○横光委員 集落排水だったら、わしの事務所でも一緒じゃが、何人集まるか。ほとんど使わなくても、わしの隣でもそうやったけど、七千何円になる。

○保実委員 普通家庭だったら、住んでいる人数でいきますよね。ゼロ歳から全部お金を払っている。

○横光委員 それより高いです。

○保実委員 それ、毎年変わるようなことはないのか、人数。

○横光委員 変わらない。集会所の収容人数的に考えているから。

○保実委員 収容人数でいくのか。

○横光委員 というのでいくのではない。やっぱりそういう計算式になっている。平米数で、大体何人ぐらいで。

○保実委員 4月1日の住民基本台帳で。

○横光委員 ええ。各家庭は世帯人数でいきます。

○保実委員 そのときに、集会所のほうも全部チェックがあるのかね。

○横光委員 集会所のチェックはないですよ、一遍決めたら、それで。

○竹原委員 わたしの事務所の前の集会所。水道使用料とほぼ同じ金額、うちの集会所。

○保実委員 集落排水のほうも、メーターがないから。人数でいくと。

○福岡委員長 そのほか、ございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○福岡委員長 それでは、意見がないようですので、以上で閉じさせていただきます。

委員長報告の作成ですけれども、正副委員長に御一任いただくと了承いただきたいんですが、いかかでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○福岡委員長 それでは、作成させていただいて、後日タブレットに入れさせていただきますので、御確認をいただきたいと思います。

三次市議会委員会条例第28条第1項の規定により、ここに署名する。

平成30年6月21日

教育民生常任委員会

委員長 福岡 誠志